

総務建設常任委員会

平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年12月21日（水） 午前10時03分 開会
午前10時59分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 朝岡佐一郎 |
| | 副委員長 | 西川朗 |
| | 委員 | 増田順弘 |
| | 〃 | 岡本吉司 |
| | 〃 | 西井覚 |
| | 〃 | 藤井本浩 |
| | 〃 | 赤井佐太郎 |
| | 〃 | 下村正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 員 | 山 本 英 樹 |
| | 〃 | 内 野 悦 子 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |
| | 〃 | 吉 村 優 子 |
| | 〃 | 白 石 栄 一 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| まちづくり統括技監 | 松 倉 昌 明 |
| 企画部長 | 米 井 英 規 |
| 人事課長 | 吉 川 正 人 |
| 総務部長 | 安 川 誠 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 中 井 孝 明
書 記 吉 田 賢 二
〃 山 岡 晋

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第59号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

開 会 午前10時03分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

それでは、改めましておはようございます。委員の皆様には、最終日本会議休憩をとっていただきまして、総務建設常任委員会を急遽開かせていただくことになりました。15日に委員会をさせていただいて、そのときに1議案だけ継続審査という形で取扱いをさせていただいた関係上、再びご審議を賜り適切なご判断を賜りますこと、よろしくお願いをいたしたいと思います。

委員外議員、出席されていますのでご紹介します。白石議員、吉村議員、川村議員、山本議員、内野議員です。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。本委員会においては、一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 また、発言をされる場合は挙手をいただいて、指名をこちらからいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただいて発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方については、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

付議事件の議事に入ります前に、先般の委員会で道の駅の事業について、岡本委員からご質問がございました際に、年度別の事業実施のいわゆる実績表、並びに箇所、そういったご質問の内容について資料を提出いただきたいというお願いがございました件で、理事者側とご相談をさせていただいて、一応レターケースにその資料を、本日お帰りになる際までにお配りをさせていただく予定になってございます。レターケースから各議員、それをご入手いただきまして、しかるべき時期に、再度、委員会なり委員会協議会を開いて、これについての議論をまた再開をさせていただきたいと、このように思っておりますので、本日のところはそういう形でご了承をいただきたいと思います。

それでは、ただいまより付議事件の議事に入りたいと思います。

先日の15日に開会されました委員会におきまして、皆さんにご議論をいただいた結果、引き続き審査を要することということで、審査を継続という形にさせていただいておりました議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、これを本日の議題とさせていただきます。

この件については、さまざまご議論をいただきまして、報酬審議会また副市長報酬並びに市長の公約ということで、さまざまご議論がございまして、15日では最終採決に至らなかったということで、引き続き、委員会を開いたところでございます。その点も含めまして、再度質疑に入ってまいりたいと思います。

先日の委員会に引き続きまして、質疑を行いますので、質疑はございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 さきの15日でしたかね、総務建設常任委員会で、市長に質疑した内容とそのまなんですけれども、再度もう一度聞かせていただきたいと思います。報酬審議会というのは聞きましたところ、平成17年に開催されているということで、ちょっと私、勘違いといいますか、平成16年の合併協議会の中での報酬ということで私は思っていたんですけども、新市になって平成17年に報酬審議会が開催されているということでした。それからしても、もう10年以上もたっているわけですので、できれば早急にといいいますか、前回の市長の答弁では、平成29年度に報酬審議会を開催するというようなことも答弁されていましたが、今、副市長もまだ誰がというのも決まっていような状態ですので、私の思いといいますか、市長にお願いしたいのは、副市長が任命されるまでに、一度報酬審議会を開いていただくことによって、市長の給与の半額、これはこんでよろしいのですが、現実考えてみますと、副市長が誰になれるかわかりませんけれども、非常にやりにくいところもあると思いますので、そういうところをはっきりと報酬審議会で審議していただいたら、次の副市長も着任しやすいのではないかと私の気持ちなんです。ですから、簡単に言いますと、年が明けて来年度と言わず平成28年度中に、そして副市長を選任するまでに一度報酬審議会を開催していただきたいということなんですけれども、それに対してはどうでしょうか。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 本案につきましては、私の公約の部分で、今現在で89万円という給料を時限的に、附則をもって半額にするという議案を提出させていただいております。

委員のご指摘の意味もよく理解しております。ただ、葛城市にとっての報酬、特別職、議員報酬も含めた中の報酬審議というのは、やはりある一定の時間を要する作業やと思います。その本則の審査といいますか、議論につきましては、かなり時間を要することから、平成29年度の予算づけをもって、ある一定の期間、時間をかけ、審議をさせていただきたいと存じます。必ず平成29年度には報酬審議会を開かせていただくということで、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 市長の答弁というのは、さきの15日の総務建設常任委員会の答弁と全く同じ。それはそれでよろしいんですけども、副市長がまだ決まっていないというのは、どうも私、やりにくいところがあるんじゃないかと。意味はわかってもらえると思うんです。だから、副市長が選任されるまでに、一度報酬審議会を開くということは、そんなに大層なことでもないと思うんですけども。市長の給料は別によろしいですよ。ただ、副市長が今現在考えておられると思うんですけども、報酬のことで着任するのが非常に難しいような気がするんです、できれば報酬審議会を早急に開いていただくというのが何も問題にはならないと思うんですけども、今の市長の答えでも恐らく来年度の平成29年5月くらいには予定されていると思うんですけども、再度だめもとで聞きたいんですけども、そういう副市長を選任す

るまでに開くという気持ちはないかどうかだけ、最後に聞いておきたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配いただきまして、本当にありがとうございます。副市長の選任をできるだけ早い段階で選任したいと思います。ただ、その選任に際しましては、まず今現在の条例の中で選任の作業いたしまして、委員の前回からのご指摘も考慮させていただきまして、判断してまいりたいと思います。まずは、いち早く副市長の選任作業に取りかけられるよう頑張りたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 少しお尋ねをさせていただきます。市長、公約の中で、非常に今後の財政を心配しておられるということでした。そのいろいろ検証をしていただくということで、市政検討委員会を補正の中に入れられて、第三者による検証をしていただいて、今後の財政の見通しを再度検討するというふうに言われました。公約の中でも、非常に今後の財政を心配されて給与をカットしているんです。今後市民に対する痛みもあるから、みずからが率先して、自分から先にそういう財政の立て直しの先陣を切って、給与を下げて、こういうことかなというように思うんです。私は、何を言いたいかというと、こういう検証をしたときにどんな結果が出るのか。阿古市長は、だめであろうというシミュレーションをされておる。果たしてこの検討委員会で、そういうふうな結果になるかならんか、これはやってみないとわからないのと違うかなという話ですね。ですから、その検討委員会の結果を見てから、トップバッターに市長の給与半減ということがあってもいいのかなというふうに思います。これは、時期的な問題です。

もう一つ時期的な問題を考えたときに、一番直近の12月議会で提出された。これは市民に約束したものを一番先に取り上げるという気持ちはすごく私はよくわかります。そうでないと、あいつ、何や言うてたのに、約束守りやらへんなというふうに思われるという気持ちもわからんでもないんですけれども、一番大切な副市長もまだ選任できていない。この段階で市長が半分、では、副市長はとなったときに、いや、本人に聞いてから、それも本人に聞いてもわからないのですけれども、その整った時期で市長、副市長の給与をどうするのか、そういう議論を自主的に出されても、時期的には別に問題ないんじゃないかなというふうに思うんです。その辺のところはいかがでございますか。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、財政計画につきましては、一般質問のときにもお答えさせていただきましたように、平成26年につくったものですから、それから2年たっております。その間にさまざまな事業が追加されておりますので、それも加味した中で、財政当局が秋までにシミュレート、今のままでいったらどうなるのかということをお示しさせていただきたいと存じます。それで、検討委員会の方は第三者機関の検討を開始させていただきますのは、いろんな今事業があるんですけれども、その事業のあり方ですとか、今までの事業についてのまず検証をさせていただきたい。その中で、いいものは伸ばしていきたい。その中で、やはりこれはちょっと問題

がありますよという部分は変更させていただきたいという作業の中での検討委員会でございます。ですから、財政面と、まず事業のあり方、政策のあり方についての、それは2つの検討する場があるということでご理解をいただきたいと思います。

それで、1つその作業に入るまでに、まず市長の給料半額にする時期がそれが終わってからもいいのではないかとのご指摘なんですけども、私は選挙の中で公約として掲げさせていただいたのは、まずその作業に入るに当たって、まず、我が身から切る必要があるであろうという意思のもとに公約をさせていただいております。やはり、選挙期間も申し上げたんですけども、少し手を広げ過ぎた、3万7,000人の規模としては、ちょっと行き過ぎたというか、広げ過ぎたような事業もあるのではないかと、その部分について、やはり検討作業して、やはりその規模に合った事業に、もしくは施策に変えていくに当たって、やはり今の方がいいんだという考え方の方は必ずおられます。その部分について、痛みというのがどの程度の痛みかといいますと、私の公約は人に優しくというのが公約で、箱物よりか人に優しくという中で、それでもなおかつやはり痛みを受ける方もおられると思います。そういう作業に入るに当たって、まず自分から立場をとっていくことによって、その作業に初めて着手といいますか、検証をさせていただけるのではないかという思いの中で、最初のこの12月議会になりましたですけども、議案を提出させていただいた次第でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 まず公約という思いからだということでございますけど、先ほど私がお尋ねをした副市長の給料については、着任されたら、その辺の思いも共有していただくというふうなことも十分ご配慮願うということも先日前お伺いしています。周辺の事例を見ていますと、東京都の小池さんは知りませんが、近隣の市町村の事例を聞いていますと、もうほとんどがそういう市長、副市長という方々の給与の引き下げと、こういう事例が多く存在しておりますので、その辺のところも十分にご判断いただけるような方がなっていたのかなと、市長のそういう思いを酌み取っていただく方が着任されるのかなというような思いもございます。

ただ、この給料の引き下げ、引き上げも含めてですけども、先日紹介もあったかと思いますが、再度、このことについて国がどう考えているのかという資料を、私、もう一回読ませていただくと、東京都の小池さん、それから大阪維新の橋下さん、それぞれ大きな政治家といいますか、話題に上った首長さんの方々がそういう公約の中に、自分の給料をまず下げてということで、非常にそのアピールが市民に響くといいますか、そういう1つの選挙のときのアピールの手段として、そういうことを掲げられて、それが皆功を奏しているといいますか、市民に非常に好感をもって受けとめられる、こういうことが近年ふえてきています。

昭和43年10月17日、自治省の行政局長からの通知でございます。

近年、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容及び引き上げ幅、特別報酬審議会の運営等についても、必ずしも適正とは言い難いものがあって、世論の批判を受けている向きもあるので、今後一層の適正化を期するためと指摘し、審議会についても適正化を図るべき必要な措置を講じてきているのである、引き下げについても同様であ

ると。引き下げの要因と引き下げ額の観点からも首長の一存では決められないものである。減額だから、政策だからとの理由で、審議会に諮らないのは市民に対し、傲慢のあらわれであり、他の評価を許さない謙虚さに欠けるものであり、住民自治を冒涇するものである。地方自治の本旨にもかかわる。この額は諮問されるべきなのであると。

こういうふうに、記されていると。必ずしも、引き下げやから、首長の判断で、これはよくないよということをこういう通知があるという事例だけ紹介をさせていただいておきます。

別に、皆やっとなるやないかと、日本維新の方もそういう考え方で、身を切る改革ということを強調されて、されている。何もそれで規制がかかって行政指導を受けているというようなことも聞いたこともない。別にそれは違反でも問題な行動でもないということが現実問題ですので、そこのところが私はいかがなものかなという思いはしているんですけど、そういうことも国の方からお話があるよという紹介だけにとどめさせていただいておきます。

先ほどちょっとお願いしましたように、しかるべき時期を見計らって、ここにも書いておられますように、審議会が必ずしも適正に行われている向きもないというふうなことも書いておられます。この報酬審議会については、さきの公約の中で自治体規模に見合ったということを守るというんですか、公約を守るために報酬審議会を開いていただくというのは、後から言われた財政の痛みと2つ言われているので、両方の公約は守っていただくということで、報酬審議会を開いていただくんですけども、この報酬審議会の委員は、市長に任命権があるんですかね。いい人、悪い人、これはあんまりそういうことは私は言いたくはないですけども、どういう方を選んでいただくかということに関しましても、そういう財政のことを非常に分析していただく方を十分考慮していただいて、適正な報酬審議会のご判断をいただくということを切にお願いを申し上げまして、もう答弁よろしいです。

朝岡委員長 市長ちょっと、ご所見なり、ご見解なりあるようでしたら。

阿古市長。

阿古市長 報酬審議会の方は、本則をとといいますか、ベースとなる部分を改正するときに開催するものでございますので、慎重な人選を進めていきたいと存じます。

朝岡委員長 国の通知に対するご見解はどうですか。

阿古市長 昭和43年の部分についての私の見解ですか。

今回上げました条例といいますのは、時限的なものです。私の在任期間中はという附則の部分に特化したものですので、報酬審議会を本来開くべき案件の部分ではないという理解の仕方をしております。ただ財政規模に合ったという表現の中で、本則といいますか市長報酬、副市長報酬、議員報酬を改正することになれば、当然のことながら、それは増額、減額にかかわらず報酬審議会を開いた後に決定されるべきものと存じております。今回につきましては、先ほども申し上げましたように、私の在任期間中、本則は改正せず附則により給与を半額にするものであるという理解のもとに、法的に、通達の部分でその意味とは差がないという理解の仕方をしております。ただ、報酬につきましては、慎重な審議をさせていただきたいと思います。我が身もしくは副市長、議員皆さん方の給料の水準を諮るものから、多方面からいろんな議論をいただきまして、最終的には本則の金額を改正する場合は

またご審議していただければという思いでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 市長の熱い思いでございますので、議案に関しましては、それなりのご判断はさせていただきましても、最後に繰り返しますけれども、私の思いとしては、そういう一定のいろんな検証もされた後のご判断をしていただくことが適正じゃなかったのかなということを一言つけ加えまして、私の質問を終わらせていただきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

西井委員。

西井委員 市長の報酬の引き下げについての話でございますが、市長がおっしゃっているような形で、例えば、3万7,000人の市民の状況では引き下げが望ましいような形で、また公約の中で半額にすると、その公約自身が市民に痛みを感じると、感じるような政策の中で、結局、痛みを先に実行されるというふうにおっしゃっているわけでございますが、痛みを共有するという形で、市長の公約やから、まず市長だけやとおっしゃるわけでございますが、同じ方向で政策を実行してもらえる副市長を選任されるときに、やはり同じ方向性を向いた方を選任してもらうのが筋ではないかと私は思うわけですが、その辺どのように思われているか、その件については、公な席ではきちっと述べられてないので、ただ、15日の委員会休憩中にちょっと正副議長及び正副委員長との打ち合わせに若干述べておられますが、公な場所ではございませんので、本当にそのときの話と同じような考えを持たれているかどうか、この場で報告願いたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 今回の公約に基づいたこの議案の性質でございますが、これはあくまで私の本給与を半額にするという公約に基づく部分でございます。公約の中で、じゃあ私以外の給与につきまして、どうします、ああしますという話は一切申し上げておりません。ただ、委員おっしゃる意味もわかります。わかりますので、副市長の任命が終わりまして、やはりその人の給料というものは、他の者が、特に特別職の場合は決めるべきものではないのかなと思います。その人の腹といいますか、気持ち次第でございますので、委員からいただきましたご意見はそのままお伝えして、その中で判断してもらえるような方法を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 そのままお伝えしてということは、その思いも含めて次に選任される副市長にお話をする、その人が判断するという意味に解釈させてもらったらいいか、その辺は今、答弁の中では若干違うような、解釈のとり方が違うようなものが出てくると、この辺ははっきりとした答弁をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 若干、議論がずれているように思うのですが、今回議案として審議していただいております。

まず議案は私の給与の半額の条例案で、附則の部分での解釈でございます。副市長に対する案件とは全く別のものがございますので、先ほど以上の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 先ほどの答弁では、その気持ちを伝えながら、これから作業にかかると、こういう答弁でしたね。

阿古市長。

阿古市長 まず、人選の方を早急に整わさせていただきたいと思っております。といいますのは、やはり、行政というのは、幅広い業務がございます。その中で、やはり市長がやるべき業務、それと副市長がやるべき業務というのはもう決まっております。そのシステムにのっとった中で、副市長の業務をしていただける方をいち早く選任したいと存じます。先ほども申し上げましたように委員皆さん方からいただきましたご意見はそのままお伝えしたいと存じます。本議案につきましては、それ以上のことはちょっと申し上げられないと思っております。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 議案と関係ないから答弁は控えたいという簡単にはそういう話だと思っておりますが、ただ本来市長の公約とおっしゃるわけでございますが、公約もやはり議会の議決も必要な部分があります。その辺の思いが一緒の副市長を選ぶのが当然ではないかと私が申しているわけですし、また市長自身が思ったら何でもできるのではなく、議会にも、もうちょっと丁寧な説明があって初めて我々も判断しやすくなるというふうなところですので、議案とは関係ないので、その話はどうかと言うけど、その辺はもうちょっと議会で、よく阿古市長が議員のときに議会軽視やおっしゃったわけですが、ちょっと答弁も含めて、若干我々の立場から見て、議会軽視な発言のように思います。やはりもうちょっと丁寧な答弁をしてもらわなければ、いろんな面で議会軽視的なことがこの案だけではなく、見当たる点がございます。やはり、議会にもうちょっと丁寧な話し合いというか、それができなかったのも継続審査という形になったんやと思います。そやから、やはりもっと丁寧な形で打ち合わせした内容も含めて、おっしゃってもらわねば、副市長の件は、議案とは関係ないけど、現実それをまた将来に選任されたとき、我々はその選任同意の議決をしなければならないという面があるわけです。そういうことですので、もうちょっと丁寧な答弁欲しいと思っております。

朝岡委員長 今回については、先ほど市長の方から、今回の議案については、ご自身の公約であるということでありまして、ただ早急に副市長の人選に図りたいと、こういうご答弁でございました。その中で、先ほど来委員の皆様からのご指摘については、ちゃんとお伝えをして、その上で、その方のご判断も含めて、今後そういう人事同意を求めていきたいとこういう解釈でよろしいんですな。私はそういうふうには捉えましたが、阿古市長。

阿古市長 委員長おっしゃるとおりでございます。ただ、議会軽視とおっしゃるんですけども、私、公約はいろいろな、実は公約をしております。給与を半額にするという公約以外にもさまざまな公約をしております。ただ、その公約に当たりましては、それが影響する範囲というの

がまずあるのかと思っています。今回の私の給与の部分については、影響すべき内容は私のみであるから、その判断は私が判断した中で議案の提案をさせていただいている。ただ、それ以外の例えば市民サービスに関する部分ですとか、事業の1つ1つのあり方、事業もしくは政策につきましては、当然影響を受ける方が私以外に幅広くございます。当然のことながら市民の代表として議会がでございます。丁寧な説明をさせていただきたい、決して私は誠実さを失ったわけでも何でもございません。素直に今の気持ちをその議案の中で説明させていただいているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 今回については、市長の公約の中のいわゆる附則の部分の時限的な改正であるということで、今後については、副市長を含めて、この皆さん方の意見は十分お伝えをすると、こういうご見解でございましたので、それでご理解いただきたい、このように思います。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、本案については、先ほども申しましたように前回の15日の委員会でご協議いただいた結果、更に審査を要するという事で閉会中の継続審査の申し出を行うことにさせていただいておりますが、本日、再度、本委員会を開会いたしまして、引き続きご議論をいただき、審査を行った結果、本案に対する質疑は一定の議論がなされたということで終結をさせていただきたいと思います。

引き続き、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 賛成討論をさせてもらいたいと思います。

葛城市にとりまして、市長給与、市長の報酬が引き下げられるというのは初めてになりますので、慎重にならなければならない。議員の皆さん方も私も含んで、葛城市が慎重にならなければならないということで、こういう継続審議になっているのかなど。これは市議会が機能しているというふうに市長もご理解もいただきたいと思うわけでございますけども、本来、選挙公報にも載せられた自分の公約、先ほどから公約公約と言われてはいますが、選挙公報に載った正式な公約として半分カットするということを載せられています。議員として、もし今回出されてこなければ、私は、何で出さないのかと言わないといけない立場になるのかなどこのようにも考えているところです。

副市長の件の懸念、これは皆にあるかというふうに思います。市長はここで議論されたことを新しい副市長にお伝えもして、影響は自分だけにしたいんだという思いは伝えられたところでございます。市長と副市長との給与、条例の本則ではなくて引き下げ、連動するものではないというような部分もございますので、副市長が決まってからということになると、これは連動するという考え方にもとられる。だから、市長は市長、副市長は副市長で

議論をされるというのは、条例上何ら問題ないわけでございますので、原点に戻って、選挙公報には載せられて、市民の間で問題にもならなかった、これをもって皆さん見られているわけで、ごらんになっているわけでございますので、その分をこうして出されて、これに賛成するということで、私はそういう考えでいきたいというふうに思っております。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 私は賛成の立場で討論したいと思います。

今、議第59号、上程になっておるわけですが、いわゆる公約という形で市長はおっしゃっておられるわけですが、私は自分の感じ方として、やはり公約をして2分の1にするということは、さきに市民に痛みを感じるという話も出ていたわけですが、まずは、この内部の中、やはり職員も含めて、いわゆるきりっとした態度というんか、そういうようなことも狙いとしてはあるんじゃないかなと私は思っております。ですから、いろんな改革をしていく中で、やはり自分が先頭に立って、そういうことを示していく、こういうことで2分の1にされたというふうに私は思っておるわけでございます。

また、それと報酬審議会、増田委員から、昭和43年自治省の行政通達、これも確かに参考になると思います。この当時の内容につきましては、いわゆる下げたらいんだというような形でパフォーマンス的なこともされたように思っております。私は今の阿古市長の2分の1というのは、パフォーマンスとか、そういうことではなしに、やはり改革していかないと、こういう気持ちが先に走っているというふうに思っているわけでございます。報酬審議会にかけるのも大事かもわかりませんが、たしか合併のときにも、報酬審議会から出た金額、これよりも市長は若干下げて、何ぼ下げたんか僕わかりませんが、若干下げた給料にしたということも前例にあるわけですので、勝手にできるということではないですが、やはり、ある程度市長の考え方でできるんだということもご理解願えたらなというふうに思います。そういうことで、賛成して討論としたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

増田委員。

増田委員 賛成か反対かを言うのは、後にいたしまして、ある市の議員さんから最近のお話ですけど、18人おられる議員の中の3名の方が議員発議で議員の給与を下げようという、そういうことを提出されたというふうに伺っております。非常に議会の中で混乱をされておりました。実際にその行政というか地域の市会議員の方、「増田さん、こんな事例があんねん」と、これは18人のうちの3人のやることやから、結果的に廃案になるであろうというふうなことも想定をされているのかなと、非常にそういう危惧をされながら、議会の中でいろんな問題が起きたというふうに伺いました。

私、そういう今、市長が公約の中で上げておられるということは尊重すべきやと、いろんな地域といいますか、事例を見ても、そういうことを公約に上げておられる方はたくさんおられる。

ただ、私ども、議会議員の選挙を控えております。平成29年9月でございます。そういう1つの選挙に対する自己アピール、公約を私もそういうことをというふうなことが、競って選挙時に起きるということを若干懸念をしております。必ずしもそれは、いい1つの市民アピール、ある意味では、先ほど岡本委員がおっしゃっているように非常に市民の方に好感といますか、賛同を得ていただいた勇氣ある行動であるというご判断もあるかもしれませんが、公な機関の報酬審議会で決められた金額を覆したりする、みずからの身を切る改革ということに関しましては、私は非常に悪い風潮であろうというふうに思います。そういうことはございますが、今後そういうふうなことで、いろんなところでそういう問題を、そういうことで問題にならないような、そういう環境をつくっていくべきやなということを、このことに関して、この機会に関して、強く感じました。

結果的に賛成討論ということでさせていただきますけれども、一応そういうことをちょっと懸念をした上での賛成討論です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

西井委員。

西井委員 公約を守るとおっしゃることは理解できるわけで、また報酬というのは、報酬審議会で再度開いて、報酬を決めてもらうということをおっしゃっておられるので、それは応分の評価をするわけでございますが、ただ、先ほど増田委員もおっしゃったように選挙のときに余りにも報酬をどうこうするとかいう話の中で活用するのはいかがなものかなという気持ちがあるわけでございます。実際、報酬審議会の答申を守っていること自身が悪いことをしていたような風習なことになるわけでございます。ただ我々も報酬については、また慎重に考えながら市民に批判のない報酬というのをいただきたい、またただけないのやっただけなくでもいいという覚悟のもとでしゃべっているわけでございます。実際、その辺と、またおっしゃっているように痛みを市民に感じてもらうまでに自分から身を切るという理屈を立てておられるわけでございますが、その方向性の合わせた方をいろんな形で選任してもらうのが筋ではないかということを申し上げながら賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員がいらっしゃいますので、発言の申し出があれば許可をいたしたいと思います。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

朝岡委員長 ほかに、委員外議員の発言はございませんか。

ないようでございますので、委員外議員の発言は終結をいたします。

早朝から15日の委員会を含めまして、長時間にわたり、この案件につきましてはご審議を賜りました。大変ありがとうございました。おかげをもちましてご判断をいただいたわけでございますが、この間に出されたさまざまな意見、またご提言については、市長並びに行政部局につきましては、しっかりとお含みおきをいただきまして、今後の行政運営を図っていただきたい、このことを申し添えたいと思います。本日は大変苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前10時59分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝岡 佐一郎